

第6号様式（第9条関係）

富士市市民活動支援補助金交付決定通知書

富環廃指令 第1006号

平成25年5月28日

NPO法人富士市のごみを考える会

代表 時田 祐佐 様

富士市長 鈴木 尚



平成25年5月27日付けで申請のあった富士市市民活動支援補助金について、
次の条件を付して交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	金50,000円
交 付 の 条 件	1 富士市補助金等交付規則に基づく市長の指示に従うこと。 2 補助金等の目的外使用等不正があった場合は、補助金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、返還を求めるので注意すること。 3 補助金等の交付時期 平成25年6月7日 富士市補助金等交付規則第8条ただし書きの規定による。

補助金等交付審査結果表

申請者	所在地	富士市中丸794番地	
	名称	NP0法人富士市のごみを考える会	
	代表者名	時田 祐佐	
事業等の目的	富士市のごみを減量するための市民への啓発活動を行うことを目的とする。フジスマートプラン達成のため、一人の100歩より100人の1歩を目指して、市民一人一人へのごみの減量・リデュース・リユース・リサイクルへの働きかけを呼びかけていく。		
確 認		事 項	確 認
添 付 書 類	① 事業計画書(見積書)		○
	② 資金収支計算書(予算書・前年度決算書)		○
	③ 設計図書又は仕様書		
	④ その他参考となる書類 (総会資料)		○
交 付 の 適 否	○	①交付することが適当と認める (適)	
		②交付することが適当と認めない (否)	
	＜理 由＞		
交付の条件及び指示事項			
交 付 の 時 期	① 事業の完了後		
	② 事業の完了前(第8条ただし書) ＜交付の日＞ 平成 25 年 6 月 7 日 ＜理 由＞チラシ・パネル等作成費、講師謝礼等、準備段階で経費がかかり、完了前に補助金の交付を受けなければ、円滑な事業の実施が難しいため。		○
交 付 決 定 通 知 書	① 交付の条件及び指示事項の記載 (第 5 条)		○
	② 補助金等の交付時期の記載 (第 8 条)		
	③ 補助金等の取消しに関する事項の記載 (第 1 1 条)		○